

ご遺族のうへ

～死亡に伴う手続きのご案内～

この一覧は、死亡に伴う手続きのすべてを網羅している訳ではありませんので、ご了承ください。



前橋市

手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

来庁される場合は、必ず本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等の顔写真つきのもの。健康保険証など顔写真つきでないものについては、複数点での確認となります。例：国民健康保険証と年金手帳など）をご持参ください。

死亡届の審査に日数がかかります。お手続きは届出後1週間後をめやすにご来庁ください。

死亡に伴う各種手続きで住民票・戸籍等を請求する方へ

市民課証明交付係 027-898-6107



◎各種手続きに必要な証明書等の種類は、手続き先にご確認ください。

◎戸籍（除籍）謄本・抄本の請求について

死亡届を提出してから、死亡の記載がされた戸籍（除籍）謄抄本が請求いただけるまで、1～2週間程度かかります。

請求できるのは、配偶者、直系親族（祖父母、父母、子、孫等）です。

本籍地が前橋市以外の場合も、配偶者、直系親族に限り、全国どこの市区町村でも請求することができます。（戸籍広域交付）
出生～死亡までの戸籍を請求される場合は複数の戸籍になることがあります。

戸籍の筆頭者はお亡くなりになつてもかわりませんので請求の際はご注意ください。

配偶者、直系親族以外の方からの請求は請求理由、提出先を詳細に記載していただきたいうえで、交付の判断をします。

頼まれて代理で請求する場合は委任状が必要です。

◎住民票の除票の写しの請求について

死亡日の記載された住民票の除票の写しを請求する場合は、請求理由、提出先を詳細に記載していただきたいうえで交付の判断をします。

亡くなられた方のマイナンバー入りの住民票の除票の写しは交付できません。

頼まれて代理で請求する場合は委任状が必要です。

◎本人確認について

証明書等の請求の際は、窓口に来た方の本人確認を行います。以下の本人確認書類をお持ちください。

【本人確認書類の例】

★つぎのうち1点

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等官公署発行の写真付き身分証明書

※戸籍の広域交付に限り官公署発行の写真つき身分証明書が必要です。

★つぎのうち2点以上

健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的医療受給者証明（福祉医療等）、公的年金証書、

H24.3.31以前に発行された運転経歴証明書、生活保護受給者証等

前橋市の施設のご案内

※市民SC…市民サービスセンター

施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号
市役所	大手町二丁目12-1	027-224-1111	桂萱市民SC	上泉町141-3	027-261-0111
大胡支所	堀越町1115-1	027-283-1111	東市民SC	箱田町543-1	027-251-2598
宮城支所	鼻毛石町1507-4	027-283-2131	元総社市民SC	元総社町三丁目1-1	027-251-2243
粕川支所	粕川町西田面216-1	027-285-4111	南橘市民SC	日輪寺町158	027-231-2376
富士見支所	富士見町田島240	027-288-2211	保健所	朝日町三丁目36-17	027-220-5781
城南支所	二之宮町1320-1	027-268-2111	保健センター	朝日町三丁目36-17	027-220-5783
上川淵市民SC	後閑町35	027-265-0455	水道局	岩神町三丁目13-15	027-234-5511

目 次

住民登録	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が亡くなられたとき（かつ残りの世帯員が二人以上である場合） ・印鑑登録をしていた方 ・マイナンバーカードをお持ちの方 ・通知カードをお持ちの方 ・住民基本台帳カードをお持ちの方 	P. 1
年金	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金を受給していた方及び加入していた方 ・農業者年金を受給していた方及び加入していた方 	P. 1
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の加入者の方が亡くなられたとき ・国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方 ・国民健康保険税について ・亡くなられた方の被扶養者が社会保険等の資格を失い、国民健康保険に加入するとき 	P. 2
後期高齢	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療の加入者（75歳以上又は65～74歳で一定の障害をお持ちの方） ・後期高齢者医療限度額適用（・標準負担額減額）認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証をお持ちの方 ・後期高齢者医療の保険料について 	P. 3
福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療（子ども、ひとり親、重度心身障害者）を受給していた方 ・福祉医療（ひとり親家庭）の申請 	P. 3
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方の介護保険料（40～64歳までは加入している医療保険者へ） ・介護保険被保険者証・介護保険負担割合証 ・介護保険の各種減額認定証等の交付を受けていた方 ・高額介護（予防）サービス費の支給を受けていた方 	P. 4
障害福祉特定医療費等	<ul style="list-style-type: none"> ・精神手帳・自立支援医療をお持ちの方、障害福祉サービス（精神）を受けていた方 ・特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ・身体障害者手帳・療育手帳、障害福祉サービス、自立支援医療（更生・育成）、障害児通所支援サービス、各種手当・見舞金等 ・心身障害者扶養共済制度に加入していた方 	P. 4
こども	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当を受給していた方（公務員を除く） ・児童扶養手当を受給していた方 ・母子（父子）家庭に関すること 	P. 5
税	<ul style="list-style-type: none"> ・市・県民税 ・軽自動車税（種別割） ・固定資産税 ・市税の納税相談 	P. 5
土地家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・家屋の名義変更について ・森林の土地を相続した場合 ・農地を相続した場合 ・農業経営者の変更 	P. 6
水道電気ガス電話	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の所有者、使用者（名義人）が亡くなられたとき ・電気・ガスの使用者（名義人）が亡くなられたとき ・電話・携帯電話の使用者（名義人）が亡くなられたとき 	P. 6
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不用となった物の処分について ・嶺公園墓地を使用（購入）したい ・市営墓地使用者（名義人）が亡くなられたとき ・パスポートをお持ちの方 ・市営住宅に入居されていた方 	P. 7
その他2	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所以外の場所での手続きのご案内 ・相談窓口のご案内 ・前橋市役所1・2階案内図 ・関係機関案内図 ・日本年金機構前橋年金事務所案内図 	P. 8 P. 9 P.10 P.11 P.12

お手続きの確認に、チェック欄をご活用ください。

活用例 : 手続きチェック

6/12 : 手続き完了日

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
-------	----	--------	-----	------

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

住民登録関係 【世帯主変更・印鑑登録・マイナンバー(個人番号)カード】

<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなられたとき（かつ残りの世帯員が二人以上である場合）	<p>世帯主に関係性が一番近い世帯員の方（住民登録で世帯主の次に名前が記載されている方。例：妻や子）を新しい世帯主として登録させていただきます。<u>別の世帯員の方を世帯主したい場合のみ手続きをしてください。</u></p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①届出人の本人確認書類 ②印鑑 ③国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証） ※国保に加入されている方のみ 	亡くなられた日から14日以内	市役所1階 5番 市民課 《直通》027-898-6106 【5支所】
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた方	印鑑登録は抹消になります。印鑑登録証を返納していただくか、各自廃棄してください。	随時	市役所1階 5番 市民課 《直通》027-898-6122
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをお持ちの方	<p>マイナンバーカードは使用できなくなります。</p> <p>死亡に伴う各種手続き等がすべて完了し、マイナンバー確認が不要になりましたら返納してください。</p>	金融機関等の手続き終了後（概ね1年）	市役所1階 4番 市民課 《直通》027-898-6101
<input type="checkbox"/>	通知カードをお持ちの方	死亡に伴う各種手続き等がすべて完了し、マイナンバーの確認が不要になりましたら返納してください。	亡くなられた日から14日以内	市役所1階 4番 市民課 《直通》027-898-6101
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードをお持ちの方	カードは使用できなくなります。返納してください。	随時	

年金

<input type="checkbox"/>	公的年金を受給していた方及び加入していた方は、必要な手続きの案内をしますので、ご相談ください。	公的年金を受給していた方及び加入していた方は、必要な手続きの案内をしますので、ご相談ください。	亡くなられた日から14日以内	市役所1階 9番 市民課 《直通》027-898-6254 前橋年金事務所 (お客様相談室) 《直通》027-231-1709
<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた方及び加入していた方は、届出が必要になりますので、最寄りの農協などにお問い合わせください。	農業者年金を受給していた方及び加入していた方は、届出が必要になりますので、最寄りの農協などにお問い合わせください。	亡くなられた日から10日以内	最寄りの農協など

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
【4支所】…大胡・宮城・柏川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋				
国民健康保険				
/	国民健康保険の加入者の方が亡くなられたとき	<p>葬祭執行日の翌日から2年以内に申請すると、葬祭執行者（喪主）の方に葬祭費が支給されます。</p> <p>『必要なもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ①亡くなられた方の国民健康保険資格確認書※お持ちの方のみ ②来庁者の本人確認書類（免許証等） ③喪主の振込口座が確認できるもの（通帳等） ④喪主の氏名が確認できるもの（会葬御礼・埋火葬許可証・葬祭に要した費用の領収書等のいずれか） <p>『支給方法』</p> <p>口座振り込み（申請しておよそ1か月後）</p>	葬儀の翌日から2年以内	
/	国民健康保険高額療養費の支給について	<p>世帯主が亡くなられた場合、高額療養費の支給は、新世帯主の方からの申請が必要です。なお、同一世帯に新世帯主がない場合は、相続人の方へ高額療養費を支給します。</p> <p>申請に必要なもの</p> <p>『新世帯主の場合』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の本人確認書類（免許証等） ・新世帯主の口座が確認できるもの（通帳等） <p>『相続人の場合』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の本人確認書類（免許証等） ・申立書 ・被保険者との相続関係が確認できるもの（戸籍謄本・住民票等） ・届出人の口座が確認できるもの（通帳等） 	勧奨通知が届いてから2年以内	市役所2階 22番 国民健康保険課 027-898-6249 (音声ガイダンス導入中) 【5支所】
/	国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、国民県保健特定疾病療養受療証をお持ちの方	国民健康保険限度額適用（標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証を返納してください。	亡くなられた日から14日以内	
/	国民健康保険税について	亡くなられた方が世帯主の場合は、国保税に関する通知の送付先を登録していただく場合がありますので、国民健康保険課にご相談ください。	随時	市役所2階 21番 国民健康保険課 027-898-6250 (音声ガイダンス導入中)
/	亡くなられた方の被扶養者が社会保険等の資格を失い、国民健康保険に加入するとき	<p>『必要なもの』</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会保険離脱証明書（資格喪失証明書） ②届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） 	亡くなられた日から14日以内	市役所2階 21番 国民健康保険課 027-898-6250 (音声ガイダンス導入中) 【5支所】

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
【4支所】…大胡・宮城・柏川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋				
後期高齢者医療				
/	後期高齢者医療 資格確認書、後期高齢者医療特定疾病療養受療証をお持ちの方	後期高齢者医療の加入者（75歳以上または65～74歳で一定の障害がある方） 後期高齢者医療資格確認書、後期高齢者医療特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）を返納してください。	亡くなられた日から 14日以内	
/	後期高齢者医療 葬祭費について	葬祭費の支給 葬祭執行日の翌日から2年以内に申請すると、葬祭を行った方（喪主）の方に葬祭費（5万円）が支給されます。 《必要なもの》 ①亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 ②葬祭を行った方（喪主）の氏名が確認できるもの（いずれか1点） ・会葬礼状　・埋火葬許可証 ・葬祭に要した費用の領収書等 ・葬祭を行った方が確認できるその他の書類等 ③葬祭を行った方（喪主）の預金通帳又はそのコピー ④届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）	葬儀の翌日 から 2年以内	市役所2階 23番 国民健康保険課 027-898-6253 (音声ガイダンス導入中) 【5支所】 郵送での手続きも可能です。 葬祭費はこちらから様式をダウンロードしてください。 (二次元コード)
/	後期高齢者医療 高額療養費等給付について	高額療養費等の支給対象となる場合、広域連合から相続人へ支給します。対象となった場合は、随時郵送で案内します。 《必要なもの》 ①被保険者と相続人代表者の関係を証する書類（戸籍謄本等） ②相続人の預金通帳又はそのコピー ③届出人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）	診療月から 2年以内	
/	後期高齢者医療 の保険料について	保険料の精算（納付または還付）が生じる場合があります。 ・相続人代表者の住所地へ郵送希望する場合は、「送付先変更届」に必要書類（相続関係がわかる戸籍謄本、遺言書等及び本人確認書類）を添えてお手続きください。 «直通»027-898-5955（音声ガイダンス導入中）	随時	
福祉医療				
/	福祉医療(子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者)を受給していた方	福祉医療費受給資格者証を返納してください。		市役所2階 24番 国民健康保険課 «直通»027-257-0680 【5支所】 ※城南支所では、受給資格者証返納の届出はできますが、 <u>福祉医療(ひとり親家庭)の申請</u> はできません。
/	福祉医療(ひとり親家庭)の申請	ひとり親家庭として医療費助成を受けられる場合があります。 夫または妻が死亡し、高校卒業（18歳）までの子どもを扶養している場合には、お問い合わせください。 ただし、所得制限がありますので、必ずしも認定になるとは限りません。 《必要なもの》 ①マイナ保険証又は資格確認書等 ②福祉医療費受給資格者証（お持ちの方がいる場合のみ） ※必要なものは、あらかじめ国民健康保険課へお問い合わせください。	随時	

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋				
介護保険				
/	65歳以上の方の介護保険料（40～64歳までの方は加入している医療保険者へ）	保険料の精算が生じる場合がありますので、相続人の方は手続きをしてください。 《必要なもの》 相続人の預貯金通帳	亡くなられた日から 14日以内	市役所2階 37番 介護保険課 《直通》027-898-6158 027-898-6159 【5支所】
/	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証	被保険者証を返納してください。 認定を受けていて、介護保険負担割合証をお持ちの方は返納してください。		市役所2階 37番 介護保険課 《直通》027-898-6157 027-898-6158 027-898-6159 【5支所】
/	介護保険の各種減額認定証等の交付を受けていた方	認定証等（介護保険負担限度額認定証・訪問介護利用者負担額減額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証）を返納してください。		市役所2階 37番 介護保険課 《直通》027-898-6157 027-898-6158 027-898-6159 【5支所】
/	高額介護（予防）サービス費の支給を受けていた方	払戻しがある場合がありますので、介護保険課にお問合せください。		市役所2階 37番 介護保険課 《直通》027-898-6157 027-898-6158 027-898-6159 【5支所】
障害福祉サービス、特定医療費受給等				
/	精神手帳・自立支援医療をお持ちの方、障害福祉サービス(精神)を受けていた方	精神手帳・自立支援医療の証を返納してください。 サービスを受けていた方は、廃止の手続きをしてください。 ※必要なもの等については、保健予防課までお問い合わせください。	随時	保健所1階 保健予防課 《直通》027-220-5787
/	特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	中止届（窓口にあります）を提出し、受給者証を返納してください。		保健所1階 保健予防課 《直通》027-220-5785
/	身体障害者手帳・療育手帳、障害福祉サービス、自立支援医療（更生・育成）、障害児通所支援サービス、各種手当・見舞金等	身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証(更生・育成) 等を返納してください。 各種サービスを受けていた方は、廃止の手続きをしてください。 ※必要なもの等については、障害福祉課までお問い合わせください。		保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5711 027-220-5712 【4支所】
/	心身障害者扶養共済制度に加入していた方	亡くなられた方が「加入者」「障害者」「年金管理者」「年金受給権者」かによって、お手続きは異なります。 ※必要なもの等については、障害福祉課までお問い合わせください。		保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5714

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋				
こども				
/	児童手当を受給していた方（公務員を除く）	<p>○未払い分の児童手当を受給することができませんので、児童名義の口座に振り込みする手続きをしてください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①児童名義の通帳</p> <p>○未払分より後の児童手当を受給する為に受給者変更の手続きが必要です。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①養育者名義の通帳</p> <p>②養育者のマイナンバーを確認するための書類</p>	亡くなられた日から 15日以内	市役所2階 25番 児童手当窓口 保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5701 【5支所】
/	児童扶養手当を受給していた方	未払い分の児童扶養手当について、児童名義の口座に振り込みする手続きが必要となりますので、児童名義の通帳をお持ちください。また、今後児童を養育することになる方が児童扶養手当を受給できる場合があります。 詳しい手続きについてはお問い合わせください。	亡くなられた日から 14日以内	保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5701 【4支所】
/	母子（父子）家庭に関すること	18歳以下の児童を養育している方は、こども支援課へお問い合わせください。援助事業、相談等の案内があります。	随時	
税				
/	市・県民税	市・県民税については、相続人に納付していただく場合があります。相続人の方は「送付先変更届」を提出してください。	随時	市役所2階 34番 市民税課 《直通》027-898-6203
/	軽自動車税（種別割）	軽自動車税（種別割）については、相続人に納付していただく場合があります。 125cc以下の原動機付自転車、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）、小型特殊自動車、ミニカーを所有（使用）していた場合は、名義変更又は廃車の手続きをしてください。 ※その他の車両については、p.8「市役所以外の場所での手続きのご案内」を参照してください。	名義変更は新所有者及び相続人が確定してから 15日以内 廃車は 30日以内	市役所2階 34番 市民税課 《直通》027-898-5842
/	固定資産税	固定資産税については、「現所有者申告書」の提出が必要です。現所有者とは、土地家屋の所有者が死亡している場合の法定相続人、受遺者等をいいます。 《必要なもの》 ・マイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード、住民票等） ・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、パスポート等） ※相続関係が分かる書類（戸籍謄本等）がある場合は、お持ちください。 https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shisanzei/shinseisho/6770.html	現所有者であることを知った日の翌日から 3ヶ月を経過した日まで	市役所2階 32番 資産税課 《直通》027-898-6216 ※郵送でも手続きできます。書式は左記HPをご覧ください。
/	市税の納税相談	亡くなられた方の市税（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の納税に関するご相談	随時	市役所2階 31番 収納課 《直通》027-898-6232 027-898-6233

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋				
土地・家屋				
/	土地・家屋を相続した場合	<p>○土地・登記済家屋の場合…法務局に相続登記の申請をしてください。相続登記の手続き方法は、法務局にお問い合わせください。</p> <p>○未登記家屋の場合…資産税課に以下の書類を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①未登記家屋所有者変更申請書（新所有者の印鑑登録済み印の押印が必要です）</p> <p>②被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等のうち、相続人全員の相続関係がわかるもの</p> <p>③相続したことを証する書類（遺産分割協議書など）</p> <p>④被相続人相続関係説明図</p> <p>⑤印鑑登録証明書（相続人全員分）</p> <p>※②、④については、法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」でも可</p> <p>https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shisanzei/shinseisho/6765.html</p> 	隨時	<p><登記物件> 前橋地方合同庁舎 4階 前橋地方法務局 《TEL》027-221-4466 (代表)</p> <p><未登記物件> 市役所 2階 32番 資産税課 《直通》027-898-6222 ※郵送でも手続きできます。書式は左記HPをご覧ください。</p>
/	森林の土地を相続した場合	相続により森林の土地を取得した場合は、農村整備課赤城森林事務所へ届出が必要です。	所有者となつた日から90日以内	大胡支所内 農村整備課赤城森林事務所 《直通》027-225-2141
/	農地を相続した場合	相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)により農地の権利(所有権、賃借権等)を取得した方は、農業委員会へ届出書の提出が必要です。	亡くなられたことを知った日から概ね10か月以内	市役所 7階 農業委員会事務局 《直通》027-898-6734
/	農業経営者の変更	農業経営主変更申出書の提出をしてください。	隨時	
水道・電気・ガス・電話				
/	水道の所有者、使用者（名義人）が亡くなられたとき	名義変更・水道使用の中止（解約）の手続がありますので届出をしてください。 手続の方法は、水道局お客様センターにお問い合わせください。	隨時	水道局 1階お客様センター 《直通》027-898-3300 市役所2階36番水道局窓口 027-224-1111 《内線》3200
/	電気・ガスの使用者（名義人）が亡くなられたとき	名義変更・解約等の手続きがありますので、契約している電力会社・ガス会社へお問い合わせください。	隨時	
/	電話・携帯電話の使用者（名義人）が亡くなられたとき	名義変更・解約等の手続きがありますので、契約している電気通信事業者へお問い合わせください。	隨時	

チェック欄	項目	手続きの内容	期限等	受付窓口
【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋				
その他				
/	不用となった物の処分について	<p>処分するごみが多量にある場合は工場へ自己搬入することも可能です。下記工場へ事前に電話してから自己搬入してください。</p> <p>可燃ごみ …六供清掃工場 不燃ごみ・粗大ごみ…荻窪清掃工場、富士見クリーンステーション</p> <p><u>※事前の電話確認は必ずしてください。</u></p> <p>※1日に200kgまでは無料。200kgを超えた場合、超過した量に10kgあたり180円かかります。</p> <p>※自己搬入できない時…ごみ収集運搬業者(前橋市許可業者)へ依頼してください。(有料)</p> <p>※紙類、不用となった衣類・バック・靴等については市内のリサイクル庫に出すこともできます。(事前連絡不要)</p>	随時	六供清掃工場 《直通》027-224-0130 荻窪清掃工場 《直通》027-269-0621 富士見クリーンステーション 《直通》027-230-5300 市役所2階 26番ごみ政策課 《直通》027-898-6272
/	嶺公園墓地を使用（購入）したい	<p>○嶺公園墓地を使用したいとき…市が管理する嶺公園墓地の使用については、随時受付けをします。</p> <p>《使用（購入）の条件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①前橋市に住民登録をしていること。 ②遺骨を所持しており、他に墓地を所持していないこと。 ③祭祀の主宰者であること ④許可後3年以内に規格にあった墓碑等を設置できること。 ⑤市が指定する期日までに、使用料等を納付できること。 ⑥申込者本人が必ず使用すること。 	随時	市役所8階 公園緑地課 《直通》027-898-6845
/	市営墓地使用者（名義人）が亡くなられたとき	○市営墓地使用者（名義人）が亡くなられたとき…公園緑地課へお問い合わせください。	亡くなられた日から14日以内	
/	パスポートをお持ちの方	パスポートの返納・無効化の手続きをしてください。	随時	市役所1階 パスポートセンター 《直通》027-898-6124
/	市営住宅に入居されていた方	市営住宅に入居されていた方が亡くなられたとき…世帯の構成により、手続きが異なりますので、住宅供給公社へお問い合わせください。	随時	市役所8階 群馬県住宅供給公社 前橋支所 《直通》027-898-6986

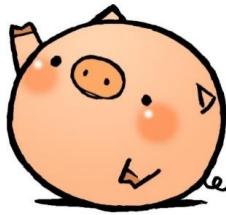


市役所以外の場所での手続きのご案内

※詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

項目	手続きの内容等	窓口
遺産相続の相談をしたいとき	弁護士、司法書士、税理士、行政書士等にご相談ください。 (前橋市では法律相談、司法書士・土地家屋調査士相談、行政書士相談等を行っています。詳しくは次頁をご確認ください。)	
財産を相続したとき	被相続人の遺産（相続時精算課税に係る贈与含む）が一定額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）を超える場合については、被相続人が死亡した日の翌日から 10か月以内 に、相続税の申告、納税が必要になります。	
所得税の申告 (準確定申告)	所得税の確定申告書を提出すべき人が死亡したとき、死亡した日の翌日から 4か月以内 に、被相続人の納税地の所轄税務署に相続人が確定申告書を提出し、納税をしてください。	前橋地方合同庁舎 3階 前橋税務署 《TEL》027-224-4371
個人事業主の方が亡くなられたとき	税務署にお問い合わせください。なお、亡くなられた方が酒類販売業者であつた場合には、酒類販売業免許の手続きが必要となります。	
免許証の処分	前橋警察署・前橋東警察署・群馬県総合交通センターへ返却してください。 《必要なもの》 ①免許証 ②死亡を確認できるもの	群馬県総合交通センター 《TEL》027-253-9300
車・バイク	名義変更又は廃車の手続きをしてください。 ※手続きにより必要書類が異なりますので、必ず事前に電話でお問い合わせください。	
	普通・小型自動車（三・四輪）、二輪の軽自動車（125cc超～250ccのバイク）、二輪の小型自動車（250cc超のバイク）	関東運輸局群馬運輸支局 《TEL》050-5540-2021
	三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 群馬事務所 《TEL》050-3816-3109
金融機関（銀行・郵便局等）	自動車税（軽自動車以外）についてのお問い合わせ	群馬県自動車税事務所 《TEL》027-263-4343
	相続を証明する書類・印鑑等が必要になる場合があります。 口座のある金融機関等にお問い合わせください。	
保険関係（生命保険・損害保険等）	相続を証明する書類・印鑑等が必要になる場合があります。 契約先にお問い合わせください。	

相談窓口のご案内



TOKYOのまち
まえばし

名 称	受付時間	相談方法	相談窓口
男女共同参画相談	《月～金曜日》 9：00～17：00	電話、面接（面接は電話予約が必要） ハラスメントや家族関係など	議会庁舎 1階 共生社会推進課 人権・男女共同参画係 《直通》027-898-6520
母子父子相談	《月～金曜日》 9：00～17：00	電話または面接 母子父子家庭および寡婦の方の各種相談 など	保健センター 2階 こども支援課 《直通》027-220-5701
家庭児童相談	《月～金曜日》 9：00～17：00	電話、面接（面接は電話予約が必要） お子さんに関する悩み各種相談	保健センター 2階 こども支援課 《直通》027-223-4148
教育費に関する相談	義務教育費用でお困りの方、又は就学援助制度のご相談は各学校へ		各学校
一般相談	《月～金曜日》 9：00～17：00	電話・面接（職員による相談） 日常生活における困り事、相談、問い合わせ	議会庁舎 1階 市民協働課 市民相談提案係 《直通》027-898-6100
行政書士相談	《毎月第1月曜日》 13：00～16：00	面接（行政書士） 官公庁等への提出書類作成相談	
公証相談	《毎月第2月曜日》 13：00～15：00	面接（公証人） 遺言等公正証書作成相談	
法律相談	《毎週火曜日》 13：00～16：00（祝休日・年末年始・8月の一部を除く）	面接（弁護士） 相続、離婚、金銭貸借、損害賠償など 事前に電話予約を（前週の木曜日午前9時から）	
司法書士・土地家屋調査士相談	《毎月第2金曜日》 13：00～16：00	面接（司法書士・土地家屋調査士） 相続、不動産登記、土地境界問題相談など	
行政相談	《毎月第3水曜日》 13：00～16：00	面接（行政相談委員） 国の行政機関（独立行政法人等を含む）の 仕事に関する苦情・要望など	
経済的なお困りに関する相談	《月～金曜日》 9：00～17：00	電話、面接、訪問 経済的にお困りの方への各種相談	市役所 1階 社会福祉課内 まえばし生活自立相談センター 《直通》027-898-6890
こころの相談	《毎月第3木曜日・第4水曜日》 13：30～15：00	面接（精神科医） 事前に必ず予約してください。日程は異なる場合があります。	保健所 1階 保健予防課 《直通》027-220-5787

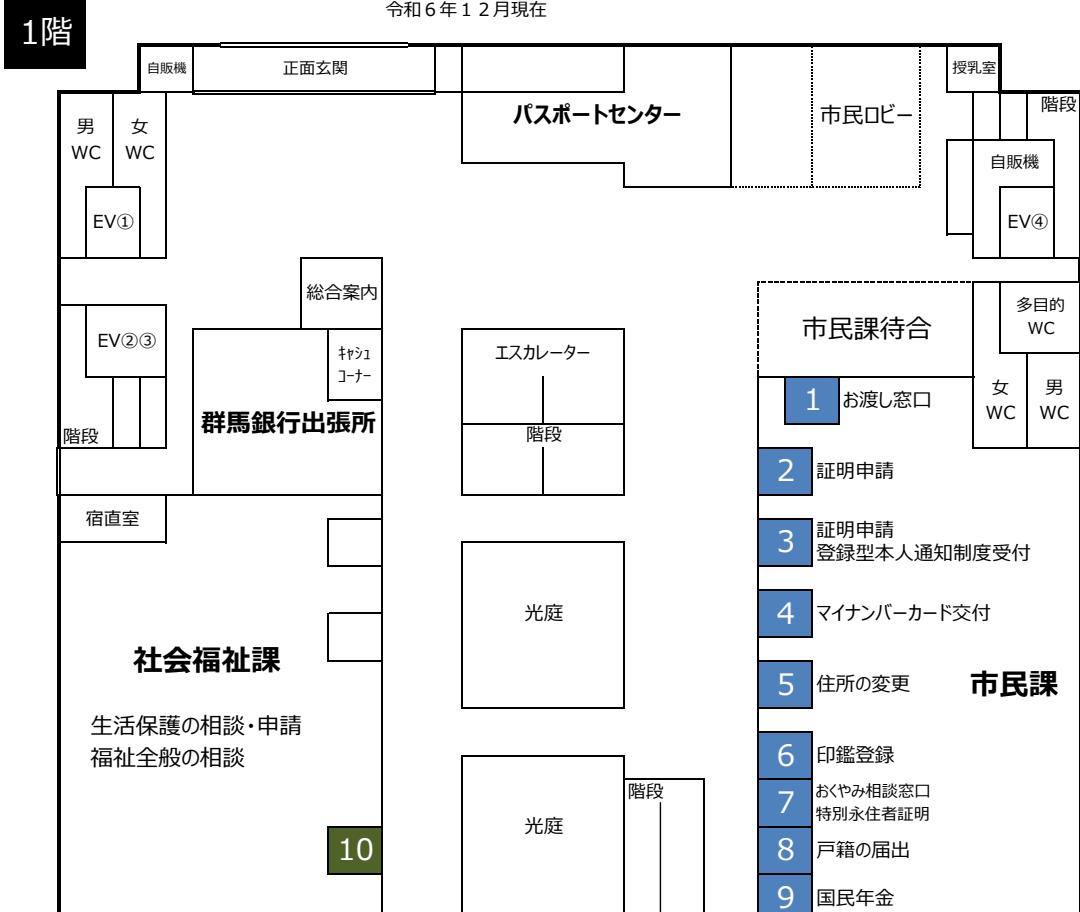
※ここに掲載した相談窓口は、ほんの一例です。他の各種相談については『広報まえばし』等をご覧ください。

（『広報まえばし』に、相談窓口の案内が掲載されています。）

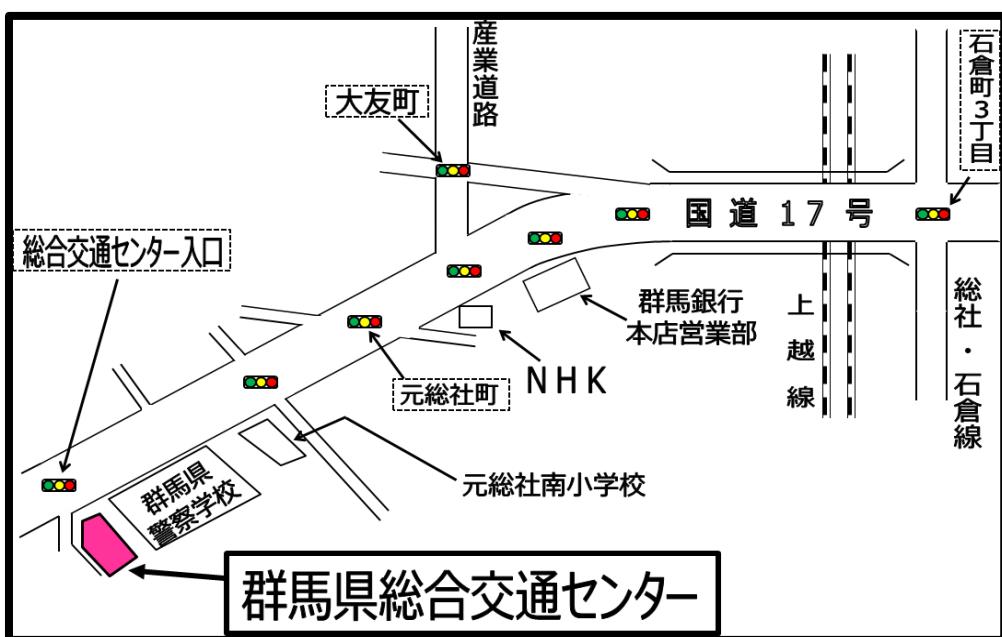
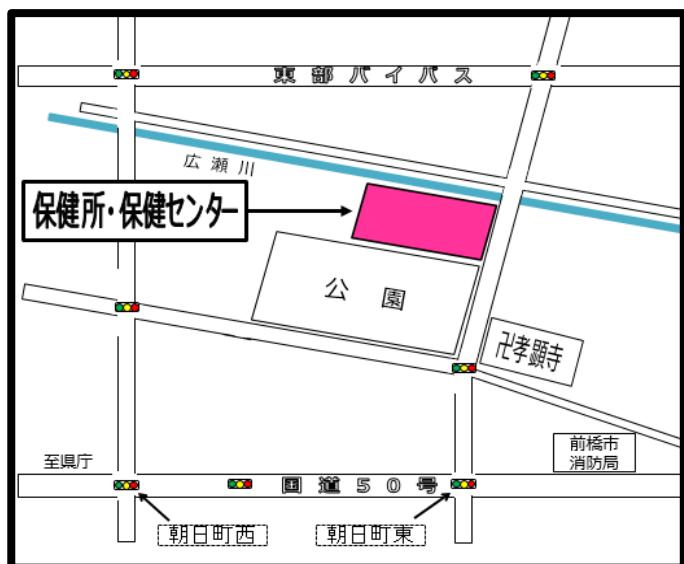
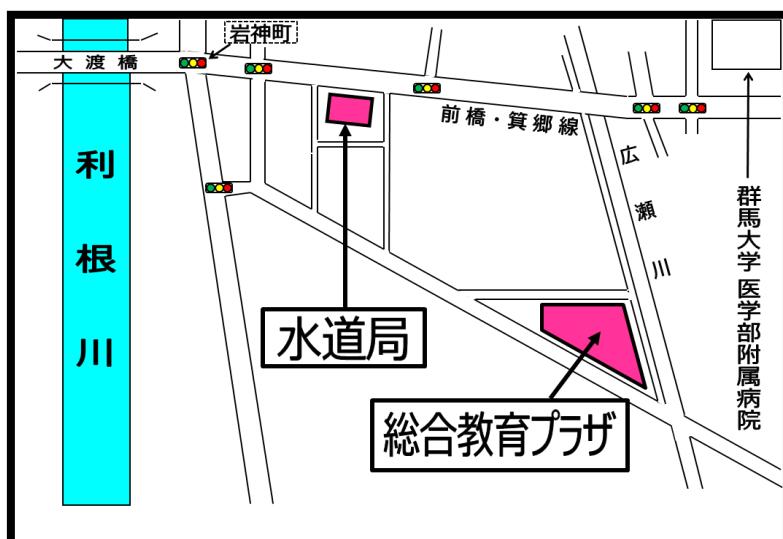
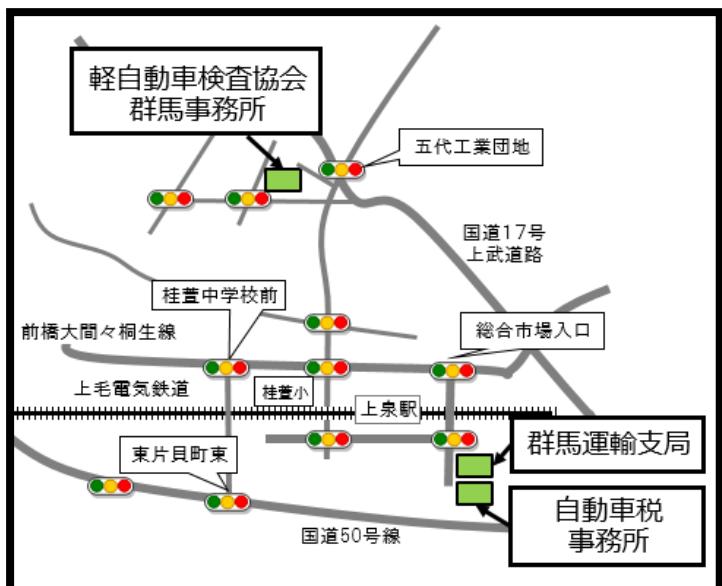
前橋市役所 庁内案内図



令和6年12月現在



関係機関案内図



日本年金機構 前橋年金事務所略図

〒371-0033

前橋市国領町2-19-12

TEL:027-231-1706(国民年金課)「2」に続き「2」を選択

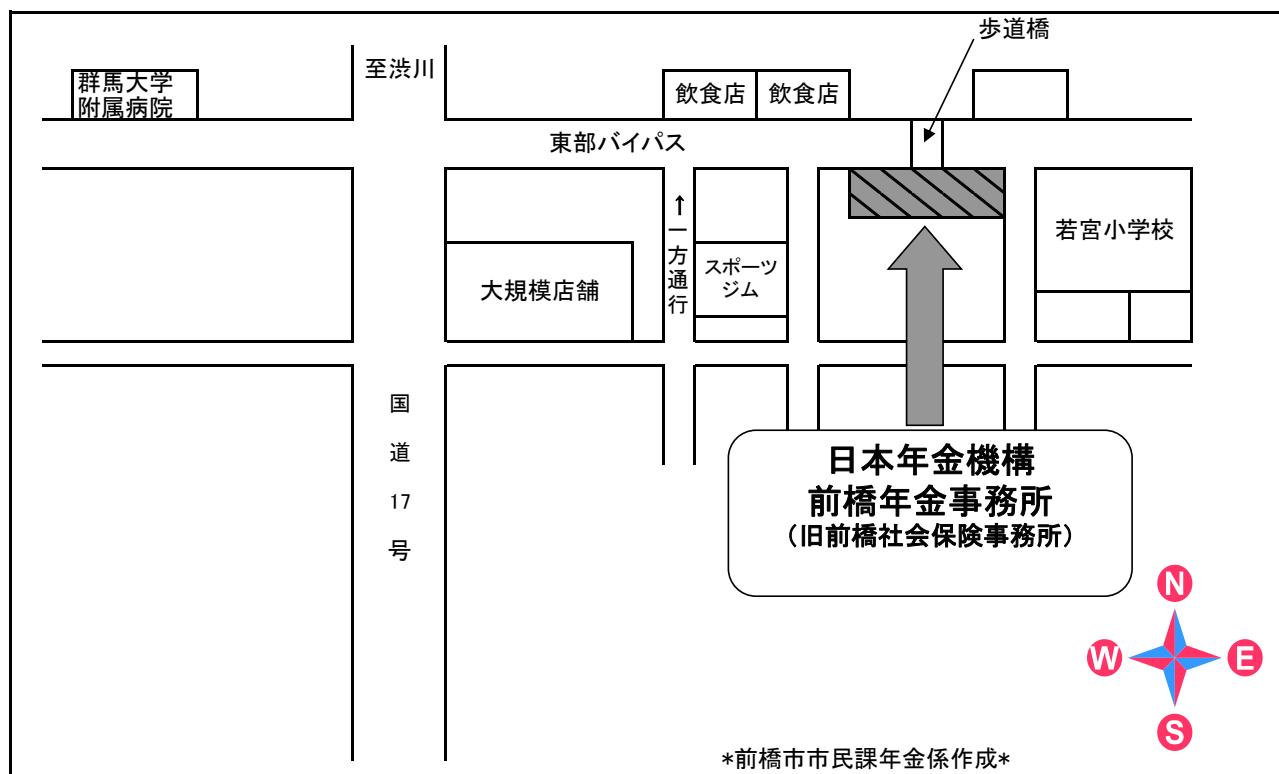
TEL:027-231-1709(お客様相談室)「1」に続き「2」を選択

バス 群大病院入口下車徒歩5分

受付時間:平日(月~金) 8:30から17:15

時間延長:週初めの開所日 8:30から19:00

週末相談:第2土曜日 9:30から16:00



予約相談を承ります！

予約受付専用電話:0570-05-4890

(ナビダイヤル)

令和6年12月現在

050で始まる電話でおかげになる場合は

03-6631-7521(一般電話)

受付時間:平日(月~金)8:30~17:15

ご予約の際には、基礎年金番号・お名前・お電話番号・ご相談内容を確認させていただきます。

- 予約受付後、キャンセルや予定変更などございましたら、必ずご連絡ください。
- 当日は、予約済であることを総合案内にお申出ください。
- 代理人(配偶者やご家族含む)によるご相談の場合には、委任状が必要となります。

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出す必要がなくなります（※）。
※ 相続手続で必要な書類は、各機関で提出しならなければなりませんので、必要な書類は提出先となる各機関にて照会ください。

制度の概要



手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～



法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)Qでもご覧いただけます。

STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要なある書類は、次のとおりです。
～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	✓ 申出人（相続人の代表となつて、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆運転免許証のコピー（※2） ◆マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆住民票記載事項証明書（住民票の写し）など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名・押印をしてください。	—	<input type="checkbox"/>

（平成30年4月1日改訂）

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からぬ土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



所有者不明土地問題をご存じですか？
法務省ホームページは様々な資料を掲載しています。
是非チエックしてみてください！



（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫等に向けた民事基本法制の見直し）

あなたと家



～相続登記・遺産分割を進めましょう～



**新制度については
こちら！**
**「法務省 所有者不明」
で検索してもOK**



産分割・相続登記の手続き
についてはこちら!
「あなたと家族をつなぐ
相続登記」
で検索してもOK

新規度に閑するお問合せ先

課民事局第一

03-3580-4111 (内線5970)

おくやみ相談窓口

ご案内

ご遺族が行う手続に関するご案内窓口を開設しています。亡くなられた方に関して、市役所で必要な手続のご相談と担当窓口をご案内します。

ご利用方法
【利用日時】 平日の午前9：00～午後4：00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く) ※「おくやみ相談窓口」でのご案内後、手続きはそれぞれの窓口で行っていただきます。時間に余裕をもってお越しください。 ※連休前は大変混み合います。
【利用対象者】 前橋市に住民登録があつた方のご遺族 ※亡くなられた方の氏名、生年月日、住所等がわかるものがあれば、ご提示ください。 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険付保険者証等)
【電話番号】 <u>027-898-6122</u> (直通)



ご注意
◇全ての手続きが「おくやみ相談窓口」で完結できるものではありません。「おくやみ相談窓口」でのご案内後、手続きはそれぞれの担当窓口で行っていただきます。
◇手続きは当日で終わらない場合や、別途お持ちいただくものがある場合があります。
◇状況によりお待ちいただく場合があります。
◇「おくやみ相談窓口」を利用せず、直接各担当窓口や最寄りの支所でご相談やお手続きいただくことも可能です。

おくやみ相談窓口にお持ちいただくもの

おくやみ相談窓口にお越しの際は、下記の該当するものをお持ちください。

●亡くなられた方

- 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）または後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証（認定を受けている方は負担割合証・負担限度額認定証等）
- 国民年金証書（年金手帳又は年金機構発行の振込みはがき）
- 納税通知書（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）
- 障害者手帳
- 印鑑登録証
- その他市から発行された証書など

●窓口にお越しの方

- 本人確認書類
 - ・写真付きのもの1点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は次のものから2点
保険証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- 認印（朱肉を使用するもの）
- 預金通帳（喪主・相続人それぞれの通帳 →葬祭費等申請の場合）
- 会葬礼状又は葬儀の領収書又は埋火葬許可証
(葬祭日、故人氏名、喪主氏名がわかるもの →葬祭費申請の場合)
- 委任状（別世帯の来庁者が世帯主変更や住民票を請求する場合）

※亡くなられた方の保険証等が見つからない場合でも相談可能です。

お問い合わせ先

前橋市役所 市民課 住民係

027-898-6122(直通)